

対象事業の名称：相原高校新築工事

● 環境配慮検討書の概要

事業の概要	事業の種類	建築物の建設（第3種）
	計画内容	位置：相模原市緑区橋本台4丁目1711-1 構造：本館・特別教棟 RC造地上4階建て 延床面積8,332.58㎡ 体育館棟 RC造地上4階建 延床面積2,305.10㎡
	目的	リニア中央新幹線県内駅の設置に伴い、相原高校を旧職業大跡地の一部に移転し、校舎新築工事等の整備を行う。
	計画地の選定理由	H25リニア駅がJR橋本駅周辺とされ、移転が必要になった場合に備え、相原高校移転先候補地として、旧職業大跡地を県土整備局が選定。H26全国新幹線鉄道整備法に基づき、国土交通大臣から工事实施計画が認可され、相原高校の地下に県内駅が建設されることが決定。
自然・社会環境的要素		
植物・動物・生態系		
	緑の保全 又は緑化	新棟建設位置と重なる既存樹木は伐採するが、県有施設の緑地率確保に関する実施要綱に基づき、原則として緑化率25%以上を確保する。既存林は教育活動及び安全上の観点から一部伐採するが、可能な限り保全活用していく。
	景観	周辺地域の状況に調和するように、新棟の色彩・形状・構造等にも配慮する。景観法に基づく通知や相模原市景観条例に基づく事前協議の手続を行うとともに、市の指導・助言に従い、市の計画審議会へ諮ることについても検討・調整する。
	文化財	北側の段丘面上の新たに掘削する箇所については、施工時に埋蔵文化財所管課の立会いを実施する。施工中は埋蔵文化財の発見可能性があることに留意し、地中の状況確認に努める。
	日照障害	
公害防止的要素		
	大気汚染	除却工事におけるアスベストの処理においては発生するアスベストのレベルに応じて、各種法令に従い、適切な対策を行う。工事中における建設機械は排出ガス対策型を使用する。除却工事時の粉塵については防音パネル・散水等で対策し、搬出時には発生土等については十分な湿潤化を行った上で搬出し、必要に応じてシート掛け等の措置を講じる。また工事車両については県生活環境保全条例の規定を遵守する。供用開始後の空調設備は電気式を給湯設備は都市ガスのガス給湯器による局所給湯方式を採用し、排ガスによる環境負荷に配慮する。
	土壌汚染	H28.3に土壌汚染対策法第4条第1項に規定する届出を行い、相模原市から同法第4条第2項の規定による命令の発出は行わない

環境 配 慮 の 内 容		旨、通知があった。今後、土壌汚染が判明した場合は、その状況に応じて土壌調査を実施して、適切な措置を講じる。供用開始後は、化学実験等に伴い、特定有害物質を使用するため適正処理を行う。
	騒音	<p>工事中における建設機械は低騒音型を使用する。杭の施工にあたっては、低騒音型の杭打機を使用する。</p> <p>除却工事の際は防音パネルを設置するとともに作業エリアの周囲には万能鋼板などを設置し、周辺に配慮する。供用開始後の空調機、ガス給湯器は低騒音型を採用し、環境に配慮する。</p>
	振動	工事中における建設機械は低振動型を使用する。杭の施工にあたっては、低振動型の杭打機を使用する。供用開始後の空調機、ガス給湯器は、低振動型を採用し、環境に配慮する。
	防災・安全確保的要素	
	交通	
	渋滞	工事車両は待機スペースを場内に設けて敷地外での駐停車を控え、渋滞発生を抑制するよう配慮する。
	安全	工事中は適正な人数の交通整理員をゲート付近及び交差点に配置し、生徒の登下校時には車両等の通行が重ならないよう配慮する。制限速度をはじめ、交通法規の遵守を徹底する。
	地震対策	新築工事では、建築基準法・同施行令・構造計算指針及び日本建築学会各計算基準等に準拠する。建築設計では、災害時、建物（グラウンド等）への避難時間が確保できるよう配慮する。
	地球規模等の環境要素	
	省資源	工事現場で使用する資機材は県土整備局公共工事グリーン調達基準に基づき、再生材など環境負荷の低減に資するものの調達に努める。建築工事では長寿命化に配慮する。
	省エネルギー	「工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準」の新設に当たっての措置に準じて設備の導入等を検討する。建物に中庭を設け自然光を取り入れるとともにLED灯具の導入する等、省エネルギーに努める。
	温暖化防止	「工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準」の新設に当たっての措置に準じて設備の導入等を検討する。工事においては排ガス規制対応車の使用を指導するとともにアイドリングストップを実施する。
	水循環	雨水は浸透トレンチの構内処理設備や既設舗装の撤去、畑地化を採用することで水循環に配慮する。
廃棄物	除却・新築工事とも廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき建設資材の分別処理及び建設廃棄物の再資源化に努める。アス	

		ベスト廃棄物については各種法令に従い適切に処理する。供用開始後は環境教育を含むリサイクルの取組みを職員及び生徒が徹底する。
	発生土	建設発生土はできる限り埋め戻し等で再利用し、工事間流用などを行うが、再利用できない発生土については指定処分により適切な処理を行う。

● 審議結果通知書及び措置状況報告書の概要

通 知 事 項	措 置 状 況
<p>1 環境配慮の内容等について見直しが必要と認められる事項 なし</p> <p>2 基本計画の策定にあたり考慮すべき事項</p> <p>「景観」について、景観配慮が十分に行われるよう相模原市と検討・調整すること</p> <p>「臭気」について、周辺地域に十分配慮し、必要に応じて対策をとること。</p> <p>「省エネルギー」・「温暖化防止」について「工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準の「新設に当たっての措置に準じた設備」の導入に努めること。</p> <p>3 その他 なし</p>	<p>建設予定地は相模原市の景観計画において「まちの地域」に指定されており、当該地域の景観誘導指針も参考に、既存の樹林地をできる限り保存することとし、また現校舎の特色であるイチヨウ並木のイメージを継承できるように校舎の間に並木道を設けることとした。</p> <p>家畜等による臭気を軽減するため、畜舎を計画地の中央付近に配置するとともに、臭気対策のための設備を検討することとした。</p> <p>建物に中庭を設け自然光を取り入れるとともに、LED灯具を導入するほか、トイレ等において非使用時の消灯のため、人体感知装置を設置する等、省エネルギーに努めることとした。</p>